



秋の交通安全県民運動



【 反射材用品等の着用推進 】

実施期間 9月21日から9月30日までの間

○ 夜間、車のドライバーから見える歩行者までの距離は、歩行者の衣服の色や反射材用品の着用の有無によって大きく異なります。

○ 反射材用品として、カバン・傘・靴・衣料品等に使用されているものもあります。

日頃から、反射材用品を身に着けて、交通事故から自分の命を守りましょう。



えんきおん

令和7年
9月号

110番



自転車・特定小型原動機付自転車利用時の 交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

- 自転車か特定小型原動機付自転車に乗る時は、ヘルメットを着用しましょう。
- 自転車は「車両」です。ヘルメットの着用を始めとした「自転車安全利用五則」を守りましょう。
- 夕暮れ時は早めにライトを点灯し、明るい服装や反射材用品を着用しましょう。
- 特定小型原動機付自転車の正しい知識と交通ルールを理解し、安全に利用しましょう。

【自転車安全利用五則】

- ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用



山岳事故防止



まだまだ暑い日々が続きますが、登山など秋の行楽シーズンとなりますね！入山届を忘れず、事前に余裕のある登山計画を立てましょう。

国際電話による二重電話詐欺に注意！ ～約6割が国際電話から～

被害を防ぐには国際電話のブロックが有効！！

無償で手続きできます！

申し込み方法は八幡東警察署またはお近くの交番まで！

電話でお金の話はすべて詐欺！！

★事件・事故発生状況（八幡駅前管内）

- 事件 9件（万引き、自転車盗）
- 事故 108件
（物件87件、人身21件）
（7月～8月20日現在）

我が街を守る立番 パトロール 八幡東警察署
Tel662-0110

※この交番だよりは2ヶ月に1回発行しています。
※県警ホームページにも掲載されています。